

令和7年度 亀岡中部農地整備事業
千代川工区区画整理その10工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要																
第1章 総則	<p>令和7年度亀岡中部農地整備事業千代川工区区画整理その10工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和8年4月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。</p> <p>なお、共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>																	
第2章 工事内容 1. 目的 2. 工事場所 3. 工事概要 4. 工事数量 5. 工期 第3章 施工条件 1. 工程制限	<p>本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、ほ場整備を行うものである。</p> <p>京都府亀岡市千代川町北ノ庄地内</p> <p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="475 857 820 1003"> <tr> <td>整地工</td> <td>A=</td> <td>3.08</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>道路工</td> <td>L=</td> <td>202.2</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>用水路工</td> <td>L=</td> <td>517.7</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>排水路工</td> <td>L=</td> <td>205.8</td> <td>m</td> </tr> </table> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている280日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和9年3月16日（工事完了期限日）まで</p> <p>工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。</p> <p>また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p> <p>かんがい期間中は下流地区へ農業用水を通水させる必要があるため、一部既</p>	整地工	A=	3.08	ha	道路工	L=	202.2	m	用水路工	L=	517.7	m	排水路工	L=	205.8	m	
整地工	A=	3.08	ha															
道路工	L=	202.2	m															
用水路工	L=	517.7	m															
排水路工	L=	205.8	m															

項目	内容	摘要												
2. 作業可能日数	設用水路を撤去してはならない。 本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。													
3. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和8年12月18日～令和9年2月24日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。													
4. 埋蔵文化財	1) 本工事の施工範囲においては、埋蔵文化財の保護の観点から仮設等の一時的な作業を含めて現況標高より掘下げる場合は、監督職員に確認しなければならない。 2) 工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-42文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止のうえ、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。													
5. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。													
第4章 現場条件														
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。													
2. 関連工事	本工事では次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。													
	<table border="1" data-bbox="427 1238 1366 1559"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1238 850 1279">工事名</th> <th data-bbox="850 1238 1098 1279">工期</th> <th data-bbox="1098 1238 1366 1279">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1279 850 1397">令和7年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード整備他工事 (仮称)</td> <td data-bbox="850 1279 1098 1397">令和8年3月～ 令和9年10月（予定）</td> <td data-bbox="1098 1279 1366 1397"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1397 850 1473">令和8年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その11工事（仮称）</td> <td data-bbox="850 1397 1098 1473">令和8年6月～ 令和9年3月（予定）</td> <td data-bbox="1098 1397 1366 1473"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1473 850 1559">京都縦貫自動車道 八木中IC～千代川IC 間インターチェンジ改良工事</td> <td data-bbox="850 1473 1098 1559">令和5年11月～令和10 年（予定）</td> <td data-bbox="1098 1473 1366 1559"></td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工期	備考	令和7年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード整備他工事 (仮称)	令和8年3月～ 令和9年10月（予定）		令和8年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その11工事（仮称）	令和8年6月～ 令和9年3月（予定）		京都縦貫自動車道 八木中IC～千代川IC 間インターチェンジ改良工事	令和5年11月～令和10 年（予定）		
工事名	工期	備考												
令和7年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード整備他工事 (仮称)	令和8年3月～ 令和9年10月（予定）													
令和8年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区区画整理その11工事（仮称）	令和8年6月～ 令和9年3月（予定）													
京都縦貫自動車道 八木中IC～千代川IC 間インターチェンジ改良工事	令和5年11月～令和10 年（予定）													
3. 表土掘削	本工事の表土は掘削済みである。集積個所及び数量については、別途監督職員から提示するものとする。													
4. 第三者に対する措置														
(1) 騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。													
(2) 境界対策	1) 地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しな													

項目	内容	摘要												
<p>(3) 濁水処理対策</p> <p>(4) 保安対策</p> <p>(5) 現場内への立ち入り制限等</p> <p>(6) 交通対策</p> <p>(7) 防塵対策</p> <p>(8) 早朝及び夜間作業の禁止</p> <p>5. 関係機関との調整</p>	<p>なければならない。</p> <p>また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>本工区の施工に伴う排水については、濁水を既設水路へ直接放流しないよう心がけなければならない。また、施工中は濁水の発生をさせないように注意するものとする。</p> <p>なお、関係機関との協議結果により、濁水処理対策の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 936 624 1010">配置場所</th> <th data-bbox="624 936 740 1010">交通誘導員</th> <th data-bbox="740 936 836 1010">編成</th> <th data-bbox="836 936 948 1010">昼夜別</th> <th data-bbox="948 936 1082 1010">交代要員</th> <th data-bbox="1082 936 1374 1010">配置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1010 624 1093">府道宮前千歳線</td> <td data-bbox="624 1010 740 1093">1名/日</td> <td data-bbox="740 1010 836 1093">1名</td> <td data-bbox="836 1010 948 1093">昼間</td> <td data-bbox="948 1010 1082 1093">なし</td> <td data-bbox="1082 1010 1374 1093">重機搬入出時、材料搬入時</td> </tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間	府道宮前千歳線	1名/日	1名	昼間	なし	重機搬入出時、材料搬入時	
	配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間								
	府道宮前千歳線	1名/日	1名	昼間	なし	重機搬入出時、材料搬入時								
	<p>安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。</p>													
	<p>1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。</p> <p>2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。</p> <p>3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。</p> <p>このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。</p>													
	<p>本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。</p>													
	<p>労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。</p>													
	<p>関係機関との協議が未成立のものは以下のとおりであり協議結果に伴い変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p>													

項目	内容	摘要																													
<p>2. 見本又は資料提出</p> <p>3. 監督職員の検査又は試験</p> <p>第10章 施工 1. 一般事項 (1) 一般事項</p>	<p>※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。</p> <p>3) コンクリート二次製品 鉄筋コンクリートU字フリューム JIS A 5372、又は同等品以上 鉄筋コンクリートベンチフリューム JIS A 5372 暗渠U字フリューム蓋 JIS A 5372 遠心力鉄筋コンクリート管 1種 JIS A 5372 一筆排水柵 550型 角落し 合流柵 600型 900型</p> <p>4) 管類 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管接手 DV継手 JIS K 6739</p> <p>5) その他 分水栓 B型</p> <p>主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="466 891 1326 1173"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>提出物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td>計画配合表、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>石材及び骨材</td> <td>試験成績書・粒度分布表</td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>ミルシート</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>カタログ</td> </tr> <tr> <td>その他資材</td> <td>カタログ、試験成績書等</td> </tr> </tbody> </table> <p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="459 1357 1334 1559"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管材</td> <td>寸法及び外観形状</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>寸法及び外観形状</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>石材及び骨材(敷砂利用)</td> <td>不純物混入程度</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>その他主要材料</td> <td>寸法及び外観形状</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 工事施工に先立ち、施工図を作成するとともに、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。</p> <p>2) 対象工区外から流入する排水は既設水路を用いて工区外へ排出し、支線排水路完成後は、同排水路を用いて排水するものとする。 また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。</p>	材料名	提出物	コンクリート	計画配合表、試験成績書	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表	鋼材	ミルシート	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ	その他資材	カタログ、試験成績書等	材料名	検査・試験項目	時期	管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	石材及び骨材(敷砂利用)	不純物混入程度	搬入時抽出検査	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	
	材料名	提出物																													
コンクリート	計画配合表、試験成績書																														
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表																														
鋼材	ミルシート																														
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																														
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ																														
その他資材	カタログ、試験成績書等																														
材料名	検査・試験項目	時期																													
管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																													
コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																													
石材及び骨材(敷砂利用)	不純物混入程度	搬入時抽出検査																													
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																													

項目	内容	摘要																								
	<p>3) 生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行うものとする。 なお、発生する産業廃棄物は、ピットやビッセル等を設置して処理するものとする。</p> <p>4) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。 また、工事完成時もしくは部分使用時に、ほ場、畦畔、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。</p> <p>5) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。</p> <p>6) 本工事では、他事業公共残土による盛土搬入を予定しているが、別途、監督職員が示す予定土量を確認するとともに、1) 施工図作成等の準備工によって、その土量の変更が判明した場合は速やかに監督職員に報告するものとする。</p>																									
(2) 整地面積等の提出	<p>工事完成時において、整地面積、水張面積を算出の上、根拠資料と併せてCADデータで提出するものとする。</p>																									
(3) 基準点	<p>本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。</p>																									
(4) 地区境界	<p>1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。</p> <p>2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。</p> <p>3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な箇所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。</p>																									
(5) 標準図面集	<p>工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」（以下、「標準図面集」という。）により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																									
(6) 検測又は確認（施工段階確認）	<p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>3) 遠隔確認の実施については、「近畿農政局土木工事共通事項書16. 工事現場等における遠隔確認について」により決定する。</p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1787 644 1861">工種</th> <th data-bbox="644 1787 868 1861">確認内容</th> <th data-bbox="868 1787 1134 1861">確認時期・頻度 (一般監督)</th> <th data-bbox="1134 1787 1291 1861">遠隔確認対象</th> <th data-bbox="1291 1787 1370 1861">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1861 644 1935">基盤造成</td> <td data-bbox="644 1861 868 1935">基準高</td> <td data-bbox="868 1861 1134 1935">施工完了後 各計画ほ場1箇所以上</td> <td data-bbox="1134 1861 1291 1935">指示による</td> <td data-bbox="1291 1861 1370 1935"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1935 644 1977">石礫除去</td> <td data-bbox="644 1935 868 1977">基盤面仕上がり状況</td> <td data-bbox="868 1935 1134 1977">初期施工完了ほ場</td> <td data-bbox="1134 1935 1291 1977">指示による</td> <td data-bbox="1291 1935 1370 1977"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1977 644 2054" rowspan="2">掘削・盛土</td> <td data-bbox="644 1977 868 2020">地質状況</td> <td data-bbox="868 1977 1134 2020">地質変化時</td> <td data-bbox="1134 1977 1291 2020">指示による</td> <td data-bbox="1291 1977 1370 2020"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 2020 868 2054">地耐力</td> <td data-bbox="868 2020 1134 2054">軟弱地盤出現時</td> <td data-bbox="1134 2020 1291 2054">指示による</td> <td data-bbox="1291 2020 1370 2054"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考	基盤造成	基準高	施工完了後 各計画ほ場1箇所以上	指示による		石礫除去	基盤面仕上がり状況	初期施工完了ほ場	指示による		掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による		地耐力	軟弱地盤出現時	指示による		
工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考																						
基盤造成	基準高	施工完了後 各計画ほ場1箇所以上	指示による																							
石礫除去	基盤面仕上がり状況	初期施工完了ほ場	指示による																							
掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による																							
	地耐力	軟弱地盤出現時	指示による																							

項目	内容				摘要						
		湧水状況	湧水出現時	指示による							
取合い工	既設構造物の撤去、 取付け工		施工前、完了後	指示による							
二次製品水路布設	布設基盤状況（継手 部つぼ掘り含む）		初期施工段階で1箇所	指示による							
	止水材設置状況		初期施工段階で1箇所	指示による							
鉄筋組立（H>1.5m を越える桝、複数ス パン以上となる現場 打水路等）	かぶり 中心間隔		1スパン目鉄筋組立後 以降、構造変更ごとに1 箇所	指示による							
一筆取水工	桝、取水管取付状況		初期施工現場で1箇所	指示による							
一筆排水工	排水桝畦畔転圧状況										
(7) 中間技術検 査	<p>1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>										
(8) 既設構造物 に対する措置	<p>本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。</p>										
(9) 設計図書等 の充足	<p>本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。</p>										
(10) その他	<p>1) 工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐものとする。</p> <p>なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。</p> <p>2) ブルドーザーの運転手は熟練者を乗務させ、走行回数をできるだけ少なくして、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。</p>										
2. 再生資源等 の利用	<p>1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 1632 785 1664">資材名</th> <th data-bbox="790 1632 1091 1664">規格</th> <th data-bbox="1096 1632 1342 1664">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 1664 785 1695">再生クラッシュラン</td> <td data-bbox="790 1664 1091 1695">RC-40</td> <td data-bbox="1096 1664 1342 1695">路盤材、舗装材</td> </tr> </tbody> </table>		資材名	規格	備考	再生クラッシュラン	RC-40	路盤材、舗装材			
	資材名	規格	備考								
再生クラッシュラン	RC-40	路盤材、舗装材									
<p>なお、舗装材に使用する場合は「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守する。</p> <p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。</p> <p>3. 建設資材等の 搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p>											

項目	内容					摘要																												
	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分																													
	アスファルト殻	寺尾道路(株) 園部リサイクル工場	京都府南丹市園部町上木崎町峠尻30番地13ほか5筆	8:00～17:00	再資源化施設業者																													
	コンクリート殻(無筋)	共栄建設(株) 京丹波リサイクルセンター	京都府船井郡京丹波町水戸白次郎13番3ほか10筆	8:00～16:30	再資源課施設業者																													
	コンクリート殻(有筋)	共栄建設(株) 京丹波リサイクルセンター	京都府船井郡京丹波町水戸白次郎13番3ほか10筆	8:00～16:30	再資源課施設業者																													
	コンクリート殻(二次製品)	共栄建設(株) 京丹波リサイクルセンター	京都府船井郡京丹波町水戸白次郎13番3ほか10筆	8:00～16:30	再資源課施設業者																													
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																																	
	<table border="1" data-bbox="448 815 1305 1240"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 824 507 1232">工程ごとの作業内容及び解体方法</th> <th data-bbox="512 824 692 853">工程</th> <th data-bbox="697 824 927 853">作業内容</th> <th data-bbox="932 824 1299 853">分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 860 507 911">①仮設</td> <td data-bbox="512 860 692 911">仮設工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="697 860 927 911">仮設工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="932 860 1299 911">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 918 507 969">②土工</td> <td data-bbox="512 918 692 969">土工 ■有 □無</td> <td data-bbox="697 918 927 969">土工 ■有 □無</td> <td data-bbox="932 918 1299 969">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 976 507 1028">③基礎</td> <td data-bbox="512 976 692 1028">基礎工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="697 976 927 1028">基礎工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="932 976 1299 1028">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1034 507 1086">④本体構造</td> <td data-bbox="512 1034 692 1086">本体構造の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="697 1034 927 1086">本体構造の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="932 1034 1299 1086">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1093 507 1144">⑤本体付属品</td> <td data-bbox="512 1093 692 1144">本体付属品の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="697 1093 927 1144">本体付属品の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="932 1093 1299 1144">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1151 507 1202">⑥その他</td> <td data-bbox="512 1151 692 1202">その他の工事 □有 ■無</td> <td data-bbox="697 1151 927 1202">その他の工事 □有 ■無</td> <td data-bbox="932 1151 1299 1202">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>					工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■有 □無	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	その他の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																															
①仮設	仮設工事 ■有 □無	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																															
②土工	土工 ■有 □無	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																															
③基礎	基礎工事 ■有 □無	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																															
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																															
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																															
⑥その他	その他の工事 □有 ■無	その他の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																															
5. 土工 (1) 掘削	<p>1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。</p> <p>2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。</p> <p>3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p>																																	
(2) 埋戻し及び盛土	<p>1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。</p> <p>2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。</p> <p>3) 暗渠工基床部の不陸整正及び整形は、均一に支持できるように浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。</p> <p>4) 既設水路等撤去後の埋戻し</p> <p>① 埋戻しに先立ち、たまり水等を排除しドライな状態での施工を心掛けること。</p> <p>② 堆積土等が基盤土として適さないと思われる場合は、監督職員と協議するものとし、軟弱土等を基盤内に混入させてはならない。</p> <p>③ 埋戻しは、良質土を一層の仕上がり厚さが30cm以下となるようまき出し、十分に締固めなければならない。</p>																																	

項目	内容	摘要
(3) 石積みの処理	<p>1) 従前のほ場を形成している石積みは、土作業時に撤去集積し、表土に混入することが無いよう注意して作業するものとする。</p> <p>2) 撤去した積み石や基盤に含まれていた石礫等については、ほ場基盤や道路路体の深部など、施工や完成後の営農に影響のない場所に慎重に処理するものとする。ただし、練石積みでコンクリートが付着している場合は、適切に処分するものとする。</p>	
6. 整地工		
(1) 表土扱い	<p>1) 表土厚は、仕上がり厚を15cm以上と想定しているが、特に厚さが確保できないと予想される場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 本工区内の表土は、別工事にてはぎ取り、集積・仮置きされていることから、監督職員の立会のもと確認するものとする。</p> <p>3) はぎ取った表土を、各計画ほ場に移動する場合は、土量を計測し、監督職員へ報告するものとする。</p> <p>4) 仮置中は、表土以外の土砂が混入しないように注意するものとする。</p> <p>5) 有効土層25cm以内に営農上支障となる石礫がある場合は除去するものとする。</p>	
(2) 基盤切盛	<p>1) 設計図書に示してある計画田面標高は目標数値であり、仕上がり標高ではないが、逆田とならないよう施工しなければならない。</p> <p>2) 基盤切盛は原則として耕区内流用とするが、逆田となる場合は、耕区外より流用を行い逆田修正しなければならない。</p> <p>3) 基盤切盛については不同沈下を防止するために30cmごとに層状にまき出し転圧するが、土質、含水状況に応じて監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 切盛後において基盤面、又は法尻に湧水等が出た場合は、監督職員と協議し、排水処理をした後でなければ、基盤整地をしてはならない。</p> <p>5) 雨天時には基盤切盛り作業を中断しなければならない。また、工事を再開又は終了するときは水切り作業を行いドライな状態での施工を心掛けなければならない。</p> <p>6) 切土の場合は切り過ぎないように注意するとともに、切土面に湧水やすべり面などの異層のあることが発見された場合は、直ちに作業を中止して、対策を講じるとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>7) 切土基盤において岩盤や旧河川の氾濫などによる石礫層等が出現した場合は、詳細について監督職員と協議するものとする。</p>	
(3) 畦畔築立	<p>1) 畦畔の築立は原則として基盤整地前に施工するものとする。</p> <p>2) 畦畔用土に適する土の現地採取ができない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
(4) 基盤整地	<p>1) 基盤均平作業は、不陸が生じないように、細心の注意を払って仕上げなければならない。</p> <p>2) 石礫の除去は基盤均平を行う範囲とし、おおむね直径5cm以上を5m³/ha想定している。なお、石礫除去の数量は監督職員に報告するものとする。</p>	
(5) 表土整地	<p>1) 整地仕上げは、原則湛水均平工法とし、用水取水口側が高くなるよう、仕上げなければならない。なお、湛水均平作業により難しい場合は、作業前に監督職員と協議しなければならない。</p>	

項目	内容	摘要
(6) 湧水処理	<p>2) 表土戻し後湛水均平を行う場合は、湛水深は必要以上に深くしてはならない。</p> <p>3) ふれ水により畦畔崩壊が生ずる場合があるため、使用機械のスピードや排水板の扱いに注意するとともに、崩壊を防止するため所要の処理を講ずるものとする。また、整地後の湛水は排水路へ排水せず地下浸透させる等、濁水によるトラブルが生じないように注意すること。</p> <p>本工事における湧水処理は想定していないが、湧水が出現した場合は、対応方法について監督職員と協議するものとする。</p>	
7. 進入路工	<p>1) 詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>2) 進入路は、十分に締め固め、所定の勾配で仕上げなければならない。また、道路との取付部は、滑らかに擦り付けるものとする。</p> <p>3) 進入路は敷砂利を行わないものとする。</p>	
8. 一筆取水工及び一筆排水工	<p>1) 詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。また、一筆取水工の配管長は、耕作に支障のない長さに仕上げるものとする。</p> <p>2) 一筆排水工周辺は、湛水後に漏水や崩壊の原因にならないよう、埋戻し土の土質にも留意したうえで、入念に埋戻しを行わなければならない。</p>	
9. 用水路工 (1) 共通事項	<p>設計図書に示す用水路の標準図は、原則として耕区の中央を示しているが、左右の計画田面高が異なる場合は、各ほ場の取水に支障のないように配置しなければならない。</p>	
(2) 用水路	<p>1) 現地状況により水路の基準勾配が著しく変わる場合は、断面、構造の変更を伴うことがあるので監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 盛土及び埋戻し部に水路を布設する場合は、不同沈下による水路の中だるみ、陥没がないよう、特に留意して施工するものとする。</p> <p>3) フリューム類の布設は計画勾配及び規定断面に掘削し、十分な基盤面仕上げの後に布設するものとする。 継手はつぼ掘りを行い、フリューム底に集中荷重がかからないように施工するものとする。</p>	
(3) 管水路	<p>1) 管及びジョイントに偏圧や無理な荷重・衝撃を与えないよう埋戻すとともに、逆勾配にならないよう十分注意して施工しなければならない。</p> <p>2) 施工中の管への土砂流入を防ぐとともに、布設作業を一時中断する場合は、汚水等の流入を防ぐこととする。</p> <p>3) 管頂までの管側部の埋戻しは両側均等に、曲線部にあたっては外側から行い、タコ等で十分に締固めなければならない。</p>	
(4) 漏水防止	<p>1) 供用後の漏水を防止するため、特に継手部のフリュームタイト設置による止水及び柵構造物と水路の接続部の止水について慎重に施工を行い、水密性を確保するものとする。</p> <p>2) 水路完成後、漏水の有無を確認するため、通水を行う場合がある。</p> <p>3) 施工状況や出来形確認により水密性に支障があると考えられる場合は、協議の上、再施工を命じる場合がある。</p>	

項目	内容	摘要											
(5) 堰上げ	第46-1号及び第46-2号支線用水路については、既設水路を堰上げて取水する計画としており、それらの施工に当たっては、水路高さ等を十分に確認した上で行うものとする。												
10. 排水路工													
(1) 共通事項	設計図書に示す排水路は、原則として耕区の中央を示しているが、左右の計画田面高が異なる場合は、各ほ場の排水に支障のないように配置しなければならない。												
(2) 排水路	<p>1) 落差工の施工に当たっては、基盤を過掘しないよう留意するものとする。</p> <p>2) 柵渠類の布設は、アームを中心線に直角に布設し屈曲することのないよう施工しなければならない。</p> <p>3) 水路急流部、鋭角部及び合流柵付近において、張コンクリート、植生土のう等による法面補強またはコンクリート蓋等による水はね防止などの措置が望ましいと考えられる場合は、監督職員と協議するものとする。</p>												
11. 道路工													
(1) 路体・路床工	<p>1) 盛土材は基盤土のうち礫分を多く含む土の流用を行うものとする。</p> <p>2) 上記材料が盛土材として不適切と想定される場合は、使用に先立ち監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 路体盛土は一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種 of 締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。</p> <p>4) 路床盛土は一層の仕上がり厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種 of 締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。</p>												
(2) 敷砂利	<p>敷砂利は再生クラッシュラン（RC-40）により仕上がり厚10cmとし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。</p> <p>また、工事後の営農車両の通行に支障を及ぼす恐れのある不純物（ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等）をなるべく含まない材料を使用するものとする。</p> <p>なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。</p>												
第11章 施工管理													
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。												
2. 施工管理													
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。												
(2) 施工管理の追加項目	<p>1) 土木工事施工管理基準別表第1を次のとおり変更する。</p> <table border="1" data-bbox="443 1899 1353 2018"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>項目</th> <th>管理基準値(%)</th> <th>規格値(%)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">表土扱い</td> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>+ 20</td> <td rowspan="2">- 0</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>- 0</td> </tr> </tbody> </table>	工種	項目	管理基準値(%)	規格値(%)	測定基準	表土扱い	厚さ	+ 20	- 0	変更なし	- 0	
工種	項目	管理基準値(%)	規格値(%)	測定基準									
表土扱い	厚さ	+ 20	- 0	変更なし									
		- 0											

項目	内容	摘要
第12章 条件変更 の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項 	
第13章 その他 1. 電子納品 2. CORINSへの登録 3. 週休2日による施工	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） <p>技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p> <p>1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 	

項目	内容	摘要																						
	<p>3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="459 969 1262 1167"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 969 715 1070">項目</th> <th data-bbox="715 969 986 1070">週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</th> <th data-bbox="986 969 1262 1070">月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1070 715 1099">労務費</td> <td data-bbox="715 1070 986 1099">1.02</td> <td data-bbox="986 1070 1262 1099">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1099 715 1128">共通仮設費(率分)</td> <td data-bbox="715 1099 986 1128">1.05</td> <td data-bbox="986 1099 1262 1128">1.04</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1128 715 1167">現場管理費(率分)</td> <td data-bbox="715 1128 986 1167">1.06</td> <td data-bbox="986 1128 1262 1167">1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1" data-bbox="469 1823 1102 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1823 831 1906" rowspan="2">名称</th> <th data-bbox="831 1823 927 1906" rowspan="2">区分</th> <th data-bbox="927 1823 1102 1861">補正係数</th> </tr> <tr> <th data-bbox="927 1861 1102 1906">月単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1906 831 1944">構造物取壊し工</td> <td data-bbox="831 1906 927 1944">機械</td> <td data-bbox="927 1906 1102 1944">1.01</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1944 831 1989">排水構造物工</td> <td data-bbox="831 1944 927 1989"></td> <td data-bbox="927 1944 1102 1989">1.02</td> </tr> </tbody> </table>	項目	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06	1.05	名称	区分	補正係数	月単位	構造物取壊し工	機械	1.01	排水構造物工		1.02	
項目	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)																						
労務費	1.02	1.02																						
共通仮設費(率分)	1.05	1.04																						
現場管理費(率分)	1.06	1.05																						
名称	区分	補正係数																						
		月単位																						
構造物取壊し工	機械	1.01																						
排水構造物工		1.02																						

項目	内容	摘要									
<p>4. 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>第14章 情報化施工技術の活用について</p>	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf</p> <p>2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>1. 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和8年4月）（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、ほ場整備工事に関する3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品の全て又は一部で、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。</p> <p>2. 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p> <p>3. 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェアおよびファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 貸与資料 3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="555 1854 1241 1966"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸与資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千代川町工区測量成果簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>図面のCADデータ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等にお</p>		貸与資料	備考	1	千代川町工区測量成果簿		2	図面のCADデータ		
	貸与資料	備考									
1	千代川町工区測量成果簿										
2	図面のCADデータ										

項目	内容	摘要
<p>第15章 BIM/CIM 活用工事に ついて</p>	<p>いて、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。</p> <p>6. 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。</p> <p>7. 情報化施工技術の活用に要する費用 (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p> <p>1) BIM/CIM 活用工事 本工事は、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)を導入することにより情報通信技術(ICT)の全面的活用を推進し、BIM/CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図ることを目的とするBIM/CIM 活用工事(受注者希望型)である。 本工事は、契約後、施工計画書の提出までを標準として監督職員へBIM/CIM活用について提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてBIM/CIM活用工事とすることができる工事である。 BIM/CIM活用工事とした場合、以下2)～5)を実施することとする。</p> <p>2) 定義 ① 情報化施工技術とは、情報通信技術(ICT)を工事の測量、施工、出来形管理等に活用することにより、従来の施工技術と比べ高い生産性と施工品質の実現が期待される施工システムであり、国営土地改良事業等の工事において、積極的な活用を図るものである。その実現に向けてBIM/CIMを活用した工事(BIM/CIM 活用工事)を実施することとする。 ② BIM/CIM活用工事とは、建設生産・管理システムの施工プロセスの各段階において、BIM/CIMモデルを活用する工事である。対象工種(構造物)は、ほ場整備とする。 ア BIM/CIMモデルを活用した検討の実施 イ BIM/CIMモデルの照査 ウ BIM/CIMモデルの納品</p> <p>3) BIM/CIMを活用した検討等 BIM/CIMを活用した検討等を3.1)に基づき実施する。 また、当該BIM/CIM活用に係る施工計画書を3.2)に基づき作成する。施工計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、BIM/CIMの実施に係る内容について変更があった場合には施工(変更)計画書を提出する。実施結果についてはBIM/CIM実施報告書としてBIM/CIMモデルとともに納品することとする。</p> <p>3.1 BIM/CIMを活用した検討等の具体的な内容 ① BIM/CIMモデルを活用した検討の実施 BIM/CIMモデルを活用して以下の項目を検討する。BIM/CIMモデルの作成の際、調査設計段階の上流工程から受け渡された情報(例えば、測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成した構造物、土工形状の3次元モデル、統合モデル等)がある場合、適切に活用を図ること。 なお、これらの検討を実施する際、情報共有システムの活用等により、手戻</p>	

項目	内容	摘要
	<p>りなく検討を進められるよう努める。</p> <p>ア BIM/CIMを活用した監督・検査の効率化 イ BIM/CIMを活用した変更協議等の効率化 ウ リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水、既設構造物への影響等) エ 対外説明(関係者協議、住民説明、広報等)</p> <p>② BIM/CIMモデルの照査 作成したBIM/CIM モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において決定したBIM/CIM モデルの目的、作成・更新の範囲、詳細度、ファイル形式で作成されているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について確認する。</p> <p>③ BIM/CIM モデルの納品 ①及び②の成果について、「設計業務等の電子納品要領(案)」に基づき、以下のデータを標準としてDVD-R 等(一度しか書き込みできないもの。容量に応じて適切な電子媒体を選択する。) に記録し、電子成果品として2部納品する。</p> <p>ア BIM/CIM モデルデータ イ BIM/CIM 実施計画書、実施(変更)計画書 ウ BIM/CIM 実施報告書</p> <p>3. 2 施工計画書 3. 1 ①に基づくBIM/CIM 活用について、以下の①～⑧の内容を記入する。また、併せて「BIM/CIM モデル作成事前協議・引継書シート」に事前協議時の必要事項を記入する。</p> <p>① 検討体制 ② 工程表(BIM/CIM モデルの段階確認を行う時期を含む。) ③ BIM/CIM を活用した検討等の実施項目 ④ BIM/CIM モデル作成・更新の対象範囲及びデータファイル(地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等) ⑤ BIM/CIM モデルの種類(サーフェス、ソリッド等) ⑥ BIM/CIM モデルの詳細度 ⑦ 付与する属性情報及び参照資料(属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等) ⑧ BIM/CIM モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類</p> <p>3. 3 BIM/CIM 実施報告書 3. 1 ①に基づく検討について、成果物一覧、納品ファイル形式等とともに、以下の①～⑤の内容を記入する。また、併せて、納品時の必要事項の内容を確実に次工程に継承できるようにする。</p> <p>① BIM/CIM モデルを活用した検討の実施概要(必要に応じて図を添付) ② 創意工夫内容 ③ BIM/CIM 活用効果 ④ 基準要領に関する改善提案(ある場合) ⑤ ソフトウェアへの技術開発提案事項(ある場合)</p> <p>4) 上記3) を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。 BIM/CIMモデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、NNガイドラインや『情報化施工技術の活用ガイドライン』点群処理ソフトウェアの機能と要件、3次元設計データ作成ソフトウェアの機能と要件に掲載されている機能と要件を参考に、事前に監督職員と協議してBIM/CIM 実施計画書に記載することとする。</p>	

項目	内容	摘要
	<p>発注者は、BIM/CIMモデルの作成・更新に必要となる、実施設計において作成したCAD データ等を受注者に貸与する。また、BIM/CIM活用工事を実施する上で有効と考えられる実施設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与することとする。</p> <p>5) 本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議することとする。</p> <p>6) BIM/CIM 活用工事の費用について</p> <p>① BIM/CIM 活用工事を実施する項目については、前条第3項、第4項に示す内容を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>② BIM/CIM 活用工事の設計変更に係る費用については、「施工計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。</p> <p>なお、見積書提出後、契約書第18条(条件変更等)及び第19条(設計図書の変更)の規定による変更等が生じたことにより、「施工計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。</p> <p>③ 上記により難しい場合の費用負担等については、監督職員と協議のうえ、定めることとする。</p>	
第16章 公共事業関係調査に対する協力	<p>本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。</p>	
第17章 天災その他不可抗力	<p>天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。</p>	
第18章 定めなき事項	<p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	